

令和3年度採用 山梨県公立学校教員選考検査

養護教諭

1 次は、学校保健安全法及び、学校保健安全法施行規則の一部である。次のア～コにあてはまることばをそれぞれ記せ。

- 学校の設置者は、児童生徒等の（ア）の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を（イ）し、及び事故等により児童生徒等に危険又は（ウ）が現に生じた場合において（エ）に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 感染症の予防及び感染症の（オ）に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型（カ）等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、（キ）の感染症とみなす。
- （ク）は、学校内において、感染症にかかっており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、（ケ）に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、（コ）その他適当な処置をするものとする。

2 次は、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」（平成27年8月、日本学校保健会）の「第1章 児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の実施 5 方法及び技術的基準」の一部である。次のア～コにあてはまることばや数値をそれぞれ記せ。

1 身長

方法

- 3 尺柱には、（ア）、臀部、背の一部が触れた状態とする。
* 正面から見ると、（イ）の正中線と尺柱が重なっていないなければならない。
- 4 （ウ）は体側に垂れさせる。
- 5 頭位を（エ）に保つため、軽く（オ）を引かせる。

5 視力

方法

- 1 視力表（視標）から眼までの距離は（カ）mとし、立たせるか（キ）にかけさせる。
- 2 眼の高さと視標の高さはほぼ等しく、視標は視線に対し（ク）に提示する。
- 3 最初に、左眼を（ケ）等で圧迫しないように、のぞき見していないかを注意しながら遮閉する。右眼から眼を細めないで視標の（コ）の切れ目を答えさせる。

3

次は、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日，中央教育審議会）の「① 教職員の指導体制の充実 ウ 養護教諭」の一部である。下の（1），（2）に答えよ。

養護教諭は，児童生徒等の身体的不調の背景に，（ア）や虐待などの問題がかかわっていること等の（イ）にいち早く気付くことのできる立場にあることから，近年，児童生徒等の健康相談においても重要な役割を担っている。

特に，養護教諭は，主として保健室において，（ウ）とは異なる（エ）に基づき，心身の健康に問題を持つ児童生徒等に対して指導を行っており，健康面だけでなく（オ）面でも大きな役割を担っている。

養護教諭は，学校保健活動の中心となる保健室を（カ）し，専門家や専門機関との連携の（キ）的な役割を担っており，例えば，健康診断・健康相談については，（ク）や（ケ）と，（コ）に関しては学校薬剤師との調整も行っているところである。

さらに，心身の健康問題のうち，A 食に関する指導に係るものについては，栄養教諭や学校栄養職員と連携をとって，解決に取り組んでできているところである。

（1） 文中のア～コにあてはまることばを，次の a～p からそれぞれ一つ選び，記号で記せ。

a. サイン	b. 教科指導	c. 教諭	d. いじめ
e. 学校医	f. 支援員	g. 多様性	h. 学校環境衛生
i. 営業	j. フォロワー	k. 生徒指導	l. コーディネーター
m. 専門性	n. 成長	o. 運営	p. 学校歯科医

（2） 下線部 A の健康問題について，具体的にはどのようなことがあるか，2つ記せ。

4

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン 《令和元年度改訂》」（令和 2 年 3 月 25 日，日本学校保健会）の「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」について，次の（1），（2）に答えよ。

（1） 食品の除去根拠として示されているものを 3つ記せ。

（2） 緊急時に備えた処方薬の種類を「その他」以外で，2つ記せ。

5

次は、「子どもの心のケアのために ―災害や事件・事故発生時を中心に―」（平成 22 年 7 月，文部科学省）の「第 2 章 子どもの心のケアの体制づくり 1 心のケアの体制づくり（2） 組織体制の充実を図るための留意事項」の一部である。下の（1）～（3）に答えよ。

- ① 子どもの心のケアが危機管理体制の（ア）として位置付けられていること。
 - ・災害の（イ）に応じた柔軟な対応策の検討と（ウ）
 - ・心のケアに関する危機管理マニュアルの作成

（中略）
- ② 子どもの心身の健康状態を（エ）に把握していること。

健康観察（欠席・遅刻等の把握も含む）が教職員により組織的に行われているとともに，健康にかかわる調査，保健室（オ）等により，子どもの心身の健康状態が把握されていること。
- ③ 災害や事件・事故発生時に起こる子どもの心身の健康影響や基本的な対応方法について，校内研修会等により教職員の（カ）を図っておくこと。
- ④ 保健教育が学校教育計画・（キ）に明確に位置付けられていること。

教科・道徳・総合的な学習の時間・（ク）等において，保健教育が計画的・組織的に実施されていること。
- ⑤ 日ごろから，子ども及び保護者等と（ケ）を築いておくこと。
- ⑥ 学校，（コ），地域社会との連携が図られていること。

（1） ア～コにあてはまることばを次の語群からそれぞれ選び，記せ。

特別	種類	安心	日常的	図書室
家庭	信頼関係	利用状況	具体的	学校保健計画
共通理解	訓練	特別活動	一環	個人
把握	保健室経営計画			

- （2） 子どものストレス症状の特徴を記せ。
- （3） 危機発生時の子どもの心身の健康問題を把握するための方法を 2 つ記せ。

6

次は、中学校学習指導要領「保健体育」の「〔保健分野〕 2 内容」の一部である。下の(1), (2)に答えよ。

- (1) 健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。
- (ア) 健康は、(①) と環境の相互作用の下に成り立っていること。また、疾病は、(①) の要因と環境の要因が関わって発生すること。
- (イ) 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた運動、(②)、休養及び睡眠の(③)のとれた生活を続ける必要があること。
- (ウ) 生活習慣病などは、運動不足、(②)の量や質の偏り、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れが主な要因となって起こること。また、生活習慣病などの多くは、適切な運動、(②)、休養及び睡眠の(③)のとれた生活を実践することによって予防できること。
- (エ) (④)、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

- (1) ①～④にあてはまることばをそれぞれ記せ。なお、同じ記号には同じことばが入るものとする。
- (2) 下線部Aの指導内容に関わって、次の文のア～ウにあてはまることばをそれぞれ記せ。

健康診断や(ア) 検診などで早期に(イ) を発見できることなどを取り上げ、疾病の(ウ) についても触れるように配慮するものとする。